

令和6年度

要 望 書

栃木県市長会

「いちご一会とちぎ国体・全国障害者スポーツ大会のレガシー継承の推進加速化に向けた新たな助成制度の創設について

一昨年、本県で開催された「いちご一会とちぎ国体・（全国障害者スポーツ大会）とちぎ大会」を契機に、同大会の成果をレガシーとして、スポーツの振興に資することを目的に「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金」が創設されました。

各市においては、この補助金を活用して、スポーツ体験イベントの実施等、各種事業に取り組んでいるところですが、同補助金の補助対象は、各市が国体・障スポの際に開催地もしくは強化拠点となった競技に限られております。

例えば鹿沼市においては、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の「スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深める」、という理念をレガシーと捉え、ボッチャやモルックのような障がい者と健常者が区別なく競うことができるほか、未経験者が気軽に参加できるような競技を推進したいと考えていますが、補助対象外となってしまう、幅広い事業展開が困難となっている状況です。

つきましては、県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現をはじめ、国体・障スポの精神に基づく幅広いスポーツ活動を支援する新たな助成制度の創設を要望いたします。

D V 被害者への保護判断の迅速化について

各市が対応する婦人相談の中でも、特に、緊急を要するのがD V 相談であります。

D V 相談は、被害者自身の最終判断として直接市役所に来所（逃げ込む）するケースが多く、各市では、被害者の生命の危険度や保護の必要性について詳細に聞き取りを行った結果、緊急保護の必要性が極めて高いケースについては、とちぎ男女共同参画センター（受入施設）に保護依頼を行いますが、受入許可が出されるまでの判断に時間を要する場合があります。

受入許可に係る判断の遅延は、被害者の生命の危険に及ぶことが考えられるため、迅速な対応が可能となる体制整備を要望いたします。

新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用への支援について

令和6年度より新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、接種希望者の費用負担が発生します。今年3月の厚生労働省の自治体説明会においては、定期接種における標準的な接種費用を7,000円としており、このうち3割を国が交付税措置するという説明がありました。

インフルエンザワクチン接種などにおいては、県内各市の多くが独自で接種費用を助成し、65歳以上の接種希望者の費用負担軽減を図っておりますが、新型コロナワクチンはインフルエンザワクチンよりも費用が高額で、接種希望者の負担が大きい状況であり、各市では対応に苦慮しているところです。

つきましては、個人負担となる新型コロナワクチン接種に関して、65歳以上の高齢者については、重症化及びまん延防止の観点から積極的接種が求められることから、国の交付税措置に加え、県独自の接種費用助成を要望いたします。

重度心身障がい者医療費助成制度の補助率見直しについて

重度心身障がい者医療費助成制度につきましては、重度の心身障がい者の疾病の早期発見と治療の促進による健康の保持増進及びそのご家族の経済的支援を目的として実施している制度であり、令和4年4月からは精神障害者手帳1級所持者にも対象を拡大していただき感謝申し上げます。

一方で、障がい者やそのご家族からは、毎月の申請手続きの負担軽減を求める声が以前から寄せられており、新たに対象となった精神障がい者やその家族の方からも同様の声が上がったことから、各市においては独自で現物給付方式を導入しているところです。

しかしながら、現在の制度では現物給付を選択すると県の補助金が2分の1から4分の1に減額されてしまいます。隣接県の茨城県及び群馬県では、県として全市町村で現物給付を導入しており、県の補助率も2分の1の水準となっておりますことから、栃木県におきましても、重度心身障がい者医療費助成制度について、市が現物給付方式を選択した場合の補助率を2分の1の水準とするよう要望いたします。

こども医療費助成制度の拡充について

こども医療費助成制度につきましては、県においては令和5年4月から助成対象年齢を中学3年生までとし、現物給付を小学6年生まで拡大していただいたところですが、県内すべての市町において県の制度を拡充し、助成対象年齢を高校3年生までとし、現物給付または償還払いにより実施しております。

このように独自の取り組みによる助成対象年齢の引上げや現物給付の拡大を図る中、助成対象年齢の引上げ対象者については、全額市町負担であり、現物給付の拡大については、医療費助成の補助率が1/2から1/4に引き下げられ、厳しい財政負担を余儀なくされております。

つきましては、県におけるこども医療費助成制度の対象年齢を高校3年生まで引上げするとともに、現物給付対象年齢を中学3年生まで拡大することについて、ご検討いただきたく要望いたします。

また、こども医療費助成制度は、市町村間の財政力等により格差が生ずるべきではなく、安心して子育てするためにも、全国一律の制度を創設するよう国に対し働きかけていただくよう併せて要望いたします。

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」における 事業メニューの追加について

栃木県において「特定外来生物・クビアカツヤカミキリ」の成虫が初めて確認されたのは平成28年で、その翌年（H29年）にはフラス（被害）が確認され、被害は年々深刻化しています。

各市では、通年その時期に適した薬剤施工等で一定程度被害を抑止しているものの、近年夏の猛暑により衰弱枯死木が急増している状況となっています。

財源に関しましても市単費及び国庫補助金・県補助金を受け防除・伐採等を進めていますが、必要量に見合う予算、特に民地の被害木を伐採するための予算が不足しており、伐採を希望される市民に待っていただいている状況であります。

そのため、これ以上の被害拡大の防止と伐採するための予算の拡充を要求するにあたり、栃木県の「とちぎの元気な森づくり県民税事業」に、「市町村提案型の事業メニュー」を追加していただき、森林だけでなく都市緑化の観点から市街地にある緑化樹木の保全を目的とした、クビアカツヤカミキリ等対策事業を新たに組み込んでいただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

近年、都市緑化をめぐる問題は様々な問題を抱えており、次なる特定外来生物による被害拡大等今後どのような問題が生じるかは予測できません。そのためにも、一定の範囲に定めず柔軟性を持たせる提案型としていただき、都市緑化をめぐる様々な問題に対応できるような補助事業の創設を要望いたします。

地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の 拡充及び対象期間の延長について

国は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進し地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的に「地域未来投資促進法」の制度を創設し様々な支援措置を講じています。

現在、国においては令和6年度末を期限とした地域未来投資促進税制により、機械装置や建物・構築物等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却又は税額控除が受けられるほか、栃木県においては令和7年度末を期限とした栃木県企業立地・集積促進補助金により、土地・建物の不動産取得税等への支援措置を講じていただいておりますが、用地取得や造成工事等への直接的な支援制度がない状況です。

栃木県内に地域経済を牽引する企業の誘致を加速させるためにも、事業者が行う用地取得や造成工事等ハード面の経費を直接的に補助する補助金の新設及び現行の国及び栃木県の優遇制度の対象期間を延長していただくよう要望いたします。

旅券発行手数料のキャッシュレス決済の導入について

本年3月から、本県においても、旅券のオンライン申請に限り、クレジットカードによる手数料の納付が始まり、旅券申請者の利便性向上が図られているところですが、窓口申請の場合は、従前どおり収入印紙及び栃木県収入証紙が必要な状況となっております。

このため、今後、クレジットカードだけでなく電子マネー等による「キャッシュレス決済」での手数料納付を求める声や、窓口申請の場合にも「キャッシュレス決済」を希望する声が多く寄せられることが予想されます。

つきましては、現在のクレジットカードによる納付に加え、電子マネーを含む「キャッシュレス決済」の導入及び窓口申請における「キャッシュレス決済」の導入を国に求めるとともに、それらに必要な機器の導入費用等については、国及び県において財政支援を行うよう要望いたします。

G 7 大臣会合開催を契機とした国際会議等の M I C E 推進の強化について

栃木県においては、令和3年3月に「新とちぎ観光立県戦略」を策定し、「M I C E 招致に向けた関係団体との連携強化」を施策として掲げ、「大型交流拠点施設の開業に合わせた、M I C E 招致に向けた検討」や「市町や各観光協会、企業、各種団体等との連携強化」などを主な取組内容として位置付けている中、令和5年6月には、日光市内において「G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、開催後の知事定例記者会見において、今回の経験を今後十分に生かし、国際会議をはじめとする大規模イベントの誘致等にも取り組んでいく旨の発言があったところです。

M I C E の開催に伴いテクニカルビジットやアフターコンベンションなどを通して、開催市のみならず県内各地で多くのM I C E 参加者が本県の魅力を体験することにより、県内への幅広い経済効果や都市ブランドの向上が大いに期待されることから、以下の2点を要望します。

先行して取り組む宇都宮市においては、M I C E 主催者が開催地を決定するに当たり、自治体等からの経済的支援が大きな判断基準となること踏まえ、M I C E 開催支援補助制度を新設するなど、M I C E 誘致を着実に進めているところですが、早くからM I C E 推進に取り組む石川県金沢市や島根県松江市などにおいては、県と市双方から支援を受けられる体制となっており、開催市単独での支援では、他自治体と比べ競争力が低くなっている状況にあることから、栃木県においても、県内で開催されるM I C E に対する支援制度の創設を要望いたします。

また、国際会議や大規模M I C E の誘致・受入にあたっては、県内市町が有する多様な資源を最大限活用し、一丸となって取り組む必要があることから、県の主導により、ユニークベニューやアフターコンベンションなど、県内各地の魅力を向上させる取組の推進及びM I C E 誘致・受入に向けた県内市町の連携体制の構築を要望いたします。

農産物輸出支援等について

近年の米価下落や国内消費の低迷等により、県内の多くの農産物生産者が経営に不安を抱えています。このような中、栃木県においては、「とちぎ農業未来創生プラン」により、県産農産物の輸出額を令和7年度までに10億円達成を目指し、輸出に取り組む農業者の育成や、海外での販路開拓・拡大に取り組まれているところであり、新たな販路開拓を進め、農産物の輸出推進を図ることは、産地の振興や活性化はもとより、生産者の意欲向上にもつながります。

また、とちぎ創生15戦略（第2期）実施計画では「海外から選ばれるとちぎの創生」を掲げ、外国人宿泊数を2025年に年間27.4万人とするKPIを設定し、インバウンド観光誘客マネジメント事業や訪日旅行商品造成助成事業等により、インバウンドプロモーションの強化及び来訪者数の増加に繋げる取組を推進しています。

これらに加え、農産物の輸出を契機に、輸出先との関係を強化し、農作業体験等をアクティビティ化し、インバウンド観光客を呼び込むという「海外販路の拡大」と「外国人観光客の誘致」を両立する事業も、地域の振興や活性化に有効であると考えますが、これらの事業の実施には、海外の消費者ニーズの把握、輸出フェアにおけるPR活動や販促活動等が必要であり、市独自で行うにはノウハウが乏しく、取り組みが進まない状況にあります。

つきましては、今後とも、施策間の連携、市町との連携について密に図っていただくとともに、市町独自の取組に対する技術的、財政的な支援を要望いたします。

住宅等の耐震化及び急傾斜地の整備の推進について

令和6年1月に発生した能登半島地震級の大規模な地震が今後も発生することが想定される中、県内各市町において、未だ耐震化未改修の住宅が多く残されているとともに、急傾斜地については、近年、激甚化・頻発化する台風や局地的豪雨に伴い、土砂災害の危険性が高まっていることから、災害による住宅等や急傾斜地の倒壊被害から住民の生命や財産を守るため、日頃から事前の備えが一層必要となっております。

このような中、国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅の部分改修や耐震シェルターのほか、通学路のブロック塀等に対する自治体への支援制度に補助が設けられているとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においては、土砂災害対策を推進しています。

一方、県においては、頻発化する自然災害に対応すべく、耐震化について、「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅や通学路等のブロック塀の安全確保などを位置付け、各種助成事業に取り組まれています。住宅の部分改修や耐震シェルター、通学路のブロック塀の再構築費は助成対象外とされています。また、急傾斜地の崩壊防止工事を進めていただいているところですが、県内の土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地における対策の実施率は約4.2%という状況です。

つきましては、耐震化や減災化の取組について、より一層促進できるよう、住宅の部分改修や耐震シェルター、通学路のブロック塀の再構築費などについて、国と同様に県においても財政支援いただくほか、急傾斜地の更なる整備推進について要望いたします。

第2期GIGAスクール構想の推進について

国では、令和6～10年度までの期間で、GIGAスクール構想の第2期計画を推進しており、各市においても、第1期計画に整備した端末の更新等の作業を予定しています。

第2期計画の推進にあたっては、市町単位で「端末整備・更新計画」「ネットワーク整備計画」「校務DX計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」を策定し、国庫の補助を活用した計画の推進が求められています。端末整備・更新については、実施にあたっての国庫補助事業や明確な方針が示されていますが、その他計画については、明確な指標や補助事業が示されていない状況にあります。

GIGAスクール構想の推進にあたっては、教育環境の公平性を担保する観点から、「ネットワーク整備計画」「校務DX計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」などの目指すべき目標については、市町別の基準ではなく、県が一定の基準を示す必要があると考えています。また、ネットワーク環境や校務DXの整備も重要となりますが、整備にあたっての補助事業がなく、費用負担が非常に大きいものとなっています。

つきましては、「ネットワーク整備計画」「校務DX計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」について、県下で統一した目指すべき目標を設定することを要望いたします。また、ネットワーク環境や校務DX等の整備に伴う補助について、県から国へ制度創設を働きかけていただくとともに、県においても補助制度の新設検討を要望いたします。

小・中・義務教育学校への教員業務支援員配置の実施主体について

現在、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置事業は、本県では市町が事業主体で進められています。

国は令和5年12月「教員業務支援員との協働の手引き」を示し、学校現場で働き方改革を進めていくうえで、どのように教員業務支援員を有効活用するかに主眼を置き、「チーム学校」として改革を進めるとしています。この取組を進めるには、まずは、本質的に教職員の人事権を持つ県が主導し、教員業務支援員の適正配置を積極的に進めていくことが肝要であると考えます。

また、市町が実施主体となる場合の「間接補助」では、県が市町へ交付した補助金が国補助の対象外とされ、国の補助額が、「直接補助」の場合は対象事業費の1/3であるのに対し、「間接補助」では対象事業費の2/9に留まり、国の補助金を最大限引き出せない問題も生じています。

つきましては、近隣県（群馬、茨城、福島県等）では県が主体的に公募、採用、配置を行っている例も見受けられており、教員業務支援員の適正配置による有効活用と国補助を最大限に引き出すために、県が事業主体として本事業を進めていただくよう要望いたします。

学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る 財政支援について

学校部活動の地域クラブ活動への移行について、県においては、「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、県としての方向性を示していただいたほか、市町ごとに個別相談会の実施や指導者の確保のために新たな人材バンクを設置していただくなど、リーダーシップを発揮された取組に感謝申し上げます。

先進市である佐野市では令和3年度から地域移行に取り組んでおり、令和8年度までに、市立全中学校・義務教育学校（後期課程）に段階的に拡充していく予定であり、最終的には、対象となる生徒が2,200名程度、指導者数100名程度となる見込みになり、新たな運営団体を設置する必要があります。拡充するにあたり、市として取り組まなければならないことの一つに運営費の確保があります。国のガイドラインや県のプランでは、保護者負担について「可能な限り低廉な会費の設定」と記載しております。市の負担や保護者負担も検討しておりますが、平日も含めた地域移行が終了するまでは、国や県の継続的な財政支援が必要不可欠となります。

国においては、現在、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業」（スポーツ庁）及び「中学校における部活動指導員の配置支援事業及び地域文化クラブ活動体制整備事業」（文化庁）を実施しており、各市も活用させていただき少しずつ成果をあげています。

つきましては、今後も整備事業等による財政支援が継続しますよう、県から国への働きかけを要望いたします。